

【総則】

第1条

本会は白内障エビデンスクラブ（英文名 Cataract Evidence Club）と称する。

第2条

本会は、臨床で直面する白内障手術の諸問題に対して、エビデンスを元に解決をするために、最新の手術、検査他について、臨床研究を元に正しいエビデンスを創出し、全国の医師に周知させるため学術発表、論文を通し発信することを目的とする。

【事業】

第3条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 白内障手術に関するエビデンスの創出、発信
- 2) 白内障手術に関する最新情報の発信
- 3) 白内障手術に関する研究や講習会の実施
- 4) その他本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第4条

本会の会員は本会の目的へ賛同する白内障の眼科専門医ならびに研究者、入会には世話人会の承認を必要とする。本会の会員となるためには、以下の条件を満たしている必要がある。

白内障に関連する英語論文：筆頭著者：3本、または共著者：10本以上

【役員】

第5条

本会には代表世話人1名と世話人若干名をおく代表世話人は世話人より選任され、白内障エビデンスクラブ研究会を代表する。代表世話人の任期は2年とし再任を妨げない。

世話人

(以下 50 音順)

世話人 神谷和孝 北里大学

世話人 柴琢也 六本木柴眼科

世話人 松島博之 獨協医科大学

世話人 宮田和典 宮田眼科病院

【会議】

第6条

本会の議決機関は世話人会とする。

【世話人会】

第7条

代表世話人および世話人は世話人会を構成し、会務を執行する。なお、世話人会は年1回以上、代表世話人が招集し、議長となり、次期研究テーマの選出ならびに学術集会の主題などについての審議を行う。

1) 世話人会は、世話人総数の過半数の出席をもって成立する。

なお、世話人の代理出席は原則として認めない。

2) 世話人会の意思決定は、出席世話人の過半数の賛成をもって議決される。

【学術集会】

第8条

本会は年に1回以上、会員による学術集会を代表世話人のもとに開催する。

【付則】

1) 本規則は令和2年4月1日から施行する。